

3-3. 指定管理者制度の先進的導入事例

高山市水道事業・岩滝簡易水道事業及び高山市簡易水道事業等施設の 管理業務委託 [高山市水道部(岐阜県)]

1. 委託の概要

1) 事業名

高山市水道事業・岩滝簡易水道事業及び高山市簡易水道事業等施設の管理業務委託

2) 対象施設の概要

高山市水道事業

上野浄水場（浄水能力 26,400 m³/日）、鶴巣浄水場（取水能力 2,634 m³/日）

その他 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、ポンプ場等

高山市簡易水道事業

簡易水道 48 事業に係る取水施設、導水施設、送水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等

3) 事業の対象範囲

種類	内容
水源	水源の水質検査の実施と結果の保存
	水源のパトロール
	施設の維持管理
浄水	取水停止
	浄水の水質検査の実施と結果の保存
	浄水への薬注量の調整等
	浄水及び管末での残留塩素濃度の確保
	施設の維持管理
	浄水泥土の管理
配水	配水への薬注量の調整等
	管末残留塩素濃度の調査
※配水管は 含まない	配水量の調整
	給水停止
	施設の維持管理

4) 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

5) 委託金額

年額 300 百万円

6) 方式

指定管理者制度（代行制）

7) 事業者選定方法

公募

8) 委託先

①民間事業者 (株)高山管設備グループ

2. 業務を委託した経緯

平成 18 年度より市が所有する各種施設を指定管理者制度での運営に切り替える方針であったため、その一環として、水道施設も指定管理者制度での運営を行うこととした。

3. 検討体制やアドバイザーの有無

部長、課長及び担当で組織する検討委員会で複数の応募者について審査した結果を参考に、部長以上及び民間有識者が加わった選考委員会で選定した。

4. 委託を検討するに当たって苦労した点

地方自治法に基づいた指定管理者制度を用いたため、水道法との調整に苦慮した。特に水道法に基づく水質基準は、施設の総体である水道が満たすべき基準として規程されており、水質検査の義務は第三者委託のうち水道施設の全部委託の場合以上の範囲を委託する場合に限って受託者側の責務となるとされている。本市は、第三者委託でいう一部委託であったため、水質検査業務を指定管理者に全て任せることができず、調整に苦慮した。

5. 受託者選定に当たって重視した点

浄水施設の運転に関する技術的な水準及び企業の財務面での安定は当然のことながら、緊急時の対応の観点から地元の水道事情に精通していることを重視した。

6. 本事業の実施によって委託する前との比較

高山市においては平成 18 年度からの委託であるため、実績はこれからであるが、指定管理者制度への移行に伴い、職員数が 13 名減となり、関係する予算額に関しては年間約 40,000 千円（3.9%）の減少が見込まれている。

7. 委託費の積算はどのように行ったか

これまでの市の決算額を基本とし、人件費を1人あたり5,220千円として積算した。

8. リスクの区分

種類	内容	リスク負担	
		甲	乙
物価	物価変動により人件費、物品等経費の増		○
金利	金利の変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の損傷	維持修繕費等の経常的経費である修繕等		○
	大規模な改修費等の資本的費用である工事等	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○ (経費外)
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
債務不履行	高山市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
性能不適合	協定により定めた管理運営サービスの要求水準に不適合		○
書類の誤り	仕様書等において高山市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により第三者に損害を与えた場合に伴う損害		○ (市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ (市が求償権を行使)
	高山市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	高山市側の要因による運営費用の増大	○	
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
法令	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外のもの		○
原水の変動	原水の水量・水質の変動により、施設の能力・機能上要求水準を満足できない場合の経費	○	
	不可抗力による水質事故（原水の汚濁・汚染・排水の流入等）にかかる経費	○	

※上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。

9. 業務の履行状況の確認

指定管理者は、業務の実施状況について、高山市の指定する様式にて日報および月報（当月分業務実績報告書）を作成し、翌月 10 日までに市に提出する。また、毎年度終了後 15 日以内に、本業務に関する事業報告書を提出する。

その他、市が必要があるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、報告又は口頭による説明を求めることができる。

10. 職員の処遇

指定管理者制度導入に伴い、水道事業全体では 9 名の職員が減員となる。

これまで浄水場に勤務していた者は、本庁上水道課をはじめ市長部局への異動や希望退職する者が出た。本庁上水道課に異動となる者は、指定管理者への指導及び自主水質検査業務、施設更新に伴う建設改良事業等に従事することになる。

簡易水道事業では、支所職員が 4 名減員となり、これまで支所で専門に水道業務に携わってきた職員が水道以外の業務を兼務することになる。

11. 導入後の問題点について

平成 18 年 4 月から導入予定

12. 導入までのスケジュール

平成 17 年

6 月 30 日	指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定
6 月 下旬	公募の有無を含む管理方針案の策定
7 月 中旬	指定管理者導入方針案の策定
8 月 中旬	指定管理者による管理施設の仕様書案作成
9 月 上旬	選考委員会による公募施設の仕様書、選考基準等の審議
9 月 30 日	施設設置条例の一部改正
10 月 20 日	募集要領配布
11 月 7 日	公募・現地説明会の開催
11 月 10 日～14 日	質問書の受付
11 月 18 日	質問書の回答
12 月 5 日	選考委員会による第 1 次審査（資格審査等）
12 月 20 日	第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒヤリング）

平成 18 年

1 月 17 日	選考委員会による指定管理者の候補者の決定
2 月 2 日	指定管理者の指定の議決
2 月 6 日	指定管理者との協定書締結

- 2月13日～3月末日 指定管理者への引継作業
- 3月23日 指定管理者の法人化に伴う協定変更の仮締結
- 3月24日 指定管理者の変更議決、本協定の締結
- 3月31日 指定管理者との年度協定書締結（予定）
- 4月 1日 指定管理者による施設管理運営 開始（予定）